

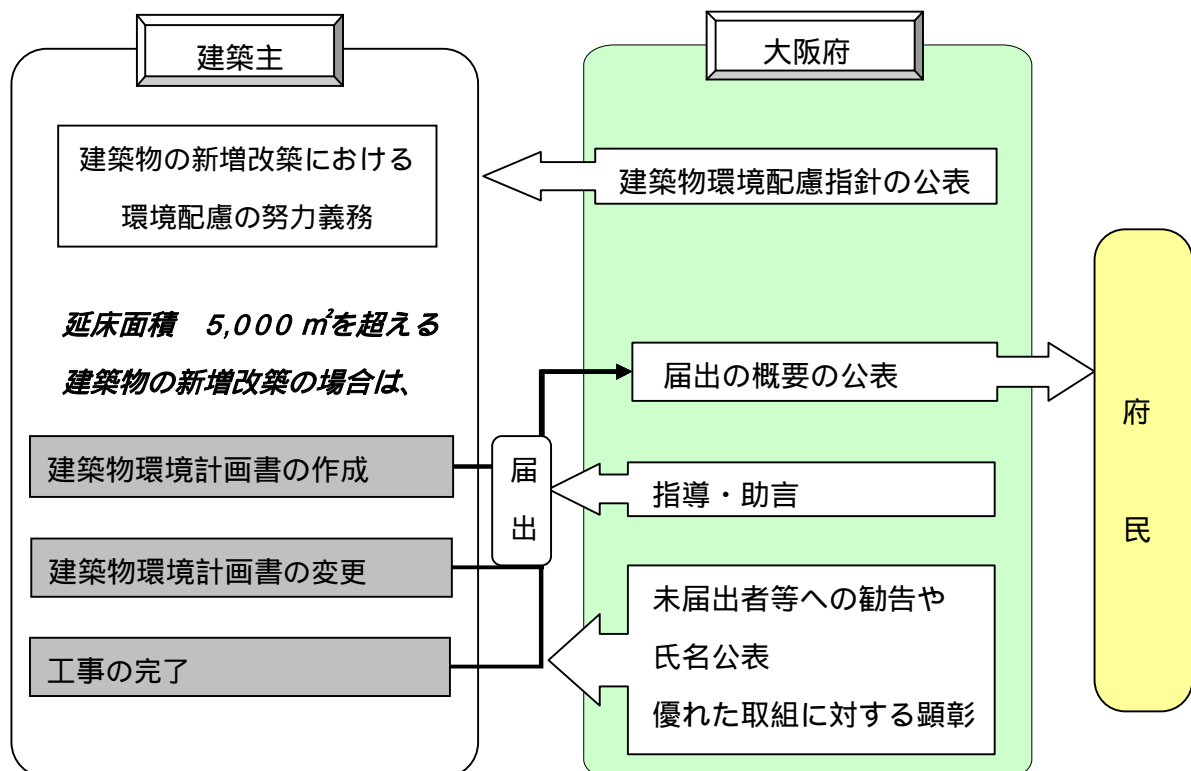
「建築物の環境配慮」を定めた条例が制定されました

大阪府では、地球温暖化やヒートアイランド現象を防止し、良好な都市環境の形成を図るため、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」(以下「条例」といいます。)を制定しました。

建築物は、建築物自体やその敷地への太陽熱の蓄積がヒートアイランド現象の主な原因となっているほか、地球温暖化を始めとするさまざまな環境分野に影響を持っています。

このため、「建築物の環境配慮」の制度を条例化し、建築物の総合的な環境配慮を促進するものです。

1. 制度の概要



2. 制度のポイント

建築物環境配慮指針

知事は、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（建築物環境配慮指針）を定め、公表します。

建築物環境配慮指針では、建築物の環境配慮措置を総合的に評価する方法として、「CASBEE 大阪府(仮称)」を定めます。

建築主の環境配慮義務

建築物の新築や増改築をする場合は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮措置を講ずるよう努めてください。

建築主の届出義務

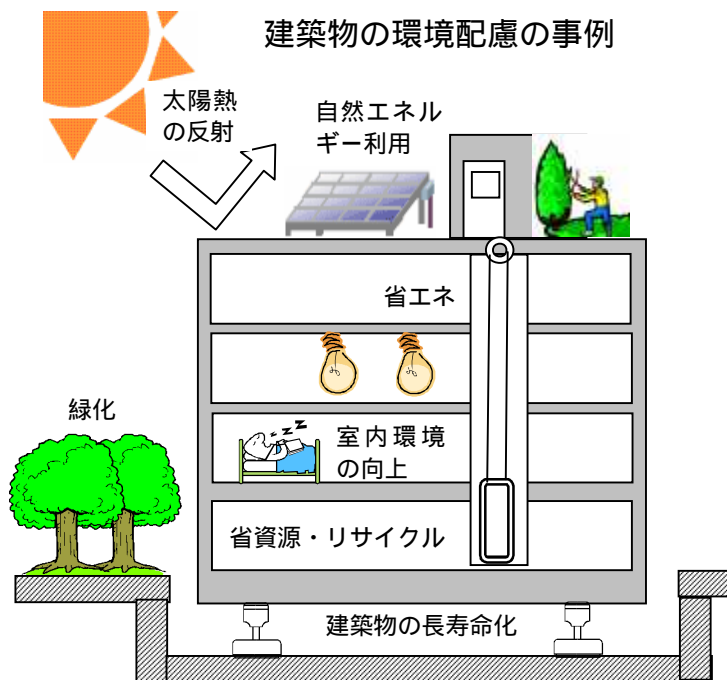
特に、延床面積 5,000 m²を超える建築物の新築や増改築をする場合は、建築物環境計画書を作成し、工事着手前に知事に届け出なければなりません。建築物環境計画書の変更のとき、また、工事完了のときも届出が必要で

届出の概要は公表されます。

実効性の確保

知事は、

- ・必要に応じて指導・助言を行います。
- ・未届出や虚偽の届出の場合には、勧告や氏名等の公表を行います。
- ・優れた取り組みをされた方への顕彰を行います。



条例の規則や建築物環境配慮指針など、詳細は今後、制度の施行（平成18年4月）に向けて公表します。